

第七回 参議院大蔵委員会會議録 第四十一号

昭和二十五年四月二十五日(火曜日)午後一時三十八分開会

委員の異動

四月二十一日委員林屋龜次郎君、波多野鼎君及び米倉龍也君辭任につき、その補欠として櫻内辰郎君、吉川末次郎君及び太田敏兄君を議長において指名した。

四月二十四日委員吉川末次郎君、藤井丙午君辭任につき、その補欠として三木治朗君、高良とみ君を議長において指名した。

四月二十五日委員三木治朗君、高良とみ君辭任につき、その補欠として波多野鼎君、藤井丙午君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

- 理事の補欠選任の件
- 富裕税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 開税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 國家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 配炭公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 貴金屬管理法案(内閣提出、衆議院送付)
- 昭和二十五年における災害復旧事業費國庫負担の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特

例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○米國対日援助見返資金特別会計からする電氣通信事業特別会計及び國有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本國有鐵道に対する交付金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木内四郎君) これより大蔵委員會を開きます。波多野委員が大蔵委員會を一度辭任せられまして、今日又大蔵委員になられたのでありますが、一度辭任されましたために理事が欠けたことになっておりますので、理事の選挙を行いたいと思ひますが如何いたしますようか。

○森下政一君 波多野君にやつて貰つたらどうですか。

○委員長(木内四郎君) 選挙の手續を省略いたしました委員長から指名することに御異議ございませんか。

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。それでは波多野君を理事に指名いたします。

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。安部説明員。

○説明員(安部達一君) お答えいたします。公団法によりまして剰余金が出ましたときに國家に納めることになるのであります。これにつきましては政令に定めておいてございまして、これがございまして當時の歳入徴収官たる資源庁長官におきまして歳入告知書を発行しませんでしたのは、當時公団の運轉資金が極めて乏しい事情にございまして、御承知のように二十四年以降におきましては復金からの借入がでなくなりました。公団は復金以外からの借入がでないように法に定められておりましたために、これを納入いたしましたれば事業を停止せむというふうな事態を生ずる虞れがありましたので、納入をいたさなかつたものと私共は想像いたしておるわけでありまして、私共といたしましては、當時の事情といたしましては、或いは止むを得ないとかように存する次第であります。

○黒田英雄君 配炭公団の損失金四十億五千七百万円を補填しなければならぬというふうな事情でございまして、これが、これらの損失を生じた理由等について御説明をお願いしたいと思います。参考書があるかも知れませんが、今日頂戴したやつはよく見ておりましたので一応御説明願ひたい。そうしてこれらの損失を補填しない場合においてどういふ結果になるか、現在どういふふうな、解散後清算中これらの金が

なつていかうということ、それから大分延びて来ているのですからして、自然にろく／＼な利息がついて来ると思うのですが、果してこの四十三億五千七百万円が十分であるということになるものでありますかどうか、この点を一つ説明をお願いしたいと思います。

○説明員(安部達一君) 恐縮でございますが、最初御質問の点は四十三億の補填をしなければならぬ損失を生じた理由、それからその次はそれに対する処理でございまして、

○黒田英雄君 そうです。それとそれで果して十分に足りるかどうか。償還が遅れておれば利息がつくのか、償還かと思ふのですけれども……

○説明員(安部達一君) お答えいたします。配炭公団の四十三億五千七百万円を補給いたさなければならぬなりました原因といたしましては、予想外の多量の貯炭を解散に近くなりまして抱え込まざるを得なくなりました。それによりましてこれを貯蔵いたしました場合におきまして、従来のように秩序整然たる貯炭ということはいたしたか、あるいは実情でありましたために、あるいは品傷み、廃棄、欠斤等によりまして損失、まあ廢棄炭と欠斤と、先程申上げました品傷みによりまして値下り、これに売却金の回收不能と見込まれますもの、それに清算に要します費用、これらの合計いたしまして百十九億余の欠損になるものでございまして、これに對しまして二十三年度の剰余金と二十四年度前期、解散前におきます剰余

案、國家公務員等の旅費に関する法律案、配炭公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案、貴金屬管理法案、昭和二十五年における災害復旧事業費國庫負担の特例に関する法律案、昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案、米國対日援助見返資金特別会計からする電氣通信事業特別会計及び國有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本國有鐵道に対する交付金に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、予算執行職員等の責任に関する法律案、國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、これらの各法律案を議題として審議を続けることにいたしましたと思ひます。御質疑のある方はお願いいたします。

○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。安部説明員。

○説明員(安部達一君) お答えいたします。公団法によりまして剰余金が出ましたときに國家に納めることになるのであります。これにつきましては政令に定めておいてございまして、これがございまして當時の歳入徴収官たる資源庁長官におきまして歳入告知書を発行しませんでしたのは、當時公団の運轉資金が極めて乏しい事情にございまして、御承知のように二十四年以降におきましては復金からの借入がでなくなりました。公団は復金以外からの借入がでないように法に定められておりましたために、これを納入いたしましたれば事業を停止せむというふうな事態を生ずる虞れがありましたので、納入をいたさなかつたものと私共は想像いたしておるわけでありまして、私共といたしましては、當時の事情といたしましては、或いは止むを得ないとかように存する次第であります。

○黒田英雄君 配炭公団の損失金四十億五千七百万円を補填しなければならぬというふうな事情でございまして、これが、これらの損失を生じた理由等について御説明をお願いしたいと思います。参考書があるかも知れませんが、今日頂戴したやつはよく見ておりましたので一応御説明願ひたい。そうしてこれらの損失を補填しない場合においてどういふ結果になるか、現在どういふふうな、解散後清算中これらの金が

なつていかうということ、それから大分延びて来ているのですからして、自然にろく／＼な利息がついて来ると思うのですが、果してこの四十三億五千七百万円が十分であるということになるものでありますかどうか、この点を一つ説明をお願いしたいと思います。

○説明員(安部達一君) 恐縮でございますが、最初御質問の点は四十三億の補填をしなければならぬ損失を生じた理由、それからその次はそれに対する処理でございまして、

○黒田英雄君 そうです。それとそれで果して十分に足りるかどうか。償還が遅れておれば利息がつくのか、償還かと思ふのですけれども……

○説明員(安部達一君) お答えいたします。配炭公団の四十三億五千七百万円を補給いたさなければならぬなりました原因といたしましては、予想外の多量の貯炭を解散に近くなりまして抱え込まざるを得なくなりました。それによりましてこれを貯蔵いたしました場合におきまして、従来のように秩序整然たる貯炭ということはいたしたか、あるいは実情でありましたために、あるいは品傷み、廢棄、欠斤等によりまして損失、まあ廢棄炭と欠斤と、先程申上げました品傷みによりまして値下り、これに売却金の回收不能と見込まれますもの、それに清算に要します費用、これらの合計いたしまして百十九億余の欠損になるものでございまして、これに對しまして二十三年度の剰余金と二十四年度前期、解散前におきます剰余

案、國家公務員等の旅費に関する法律案、配炭公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案、貴金屬管理法案、昭和二十五年における災害復旧事業費國庫負担の特例に関する法律案、昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案、米國対日援助見返資金特別会計からする電氣通信事業特別会計及び國有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本國有鐵道に対する交付金に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、予算執行職員等の責任に関する法律案、國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案、これらの各法律案を議題として審議を続けることにいたしましたと思ひます。御質疑のある方はお願いいたします。

金七十五億を差引きまして、四十三億五千七百万円を補填いたさなければならぬ、かように存する次第であります。これにつきまして、解散以来貯炭の処分につきましては大蔵省といたしましては勿論であります、通産省その他の御協力を得まして、清算人の格別な努力によりまして逐次売拂いに従事いたしたわけでございますが、解散後の市場の動き等から相当の困難も出て参つたのであります、大体現在におきましては貯炭の限り、それは先ず終つたと申上げて差支ないような段階に参つております。それから売拂金の回収につきましても、期限を限りまして回収いたしますと共に、当初予定いたしておりました或いは十一月、或いは十二月末に回収困難と予想されまして分につきましては公正証書等を徴収する等の方法によりまして回収させますと共に、一部に対しては支拂命令或いは強制執行の方法によりまして回収に努めて参つてゐる次第であります。又認証手形その他につきましても、この回収金と売拂代金を財源としたしまして、その支拂に充當いたして参つておりました、現在の見通しをいたしましては、四十三億五千七百万円の補填をいたしますれば十分清算の結了をいたすことができようと思つております。尙お尋ねのこの補填金を支出いたしません場合のことを考えますれば、先ず私といたしましては、公団の状態がいれば破産といったような状態に陥るわけでございます、結論的に申しますれば、ために認証手形の支拂をいたしかねるということに相成りますれば、そういったことに相成りますれば、その取立が石炭業者の方に及ぶことに

相成りまして、石炭業者の受ける打撃も極めて大だと思います。又私共清算に關係いたしております者といたしましては、売拂と回収に極力努力いたしまして、御指摘の金利或いは経費等の節減に努めて参つたわけであります、但しこの補填が許されないということになりますれば、只今申上げました根本的には支拂不能という問題に相成ります、又期限が延びて参ります關係上、金利等の増高ということに相成りまして、私共極力この線に沿ひまして清算を結了いたしたい、かように存じておるものであります、或いは金利等の増高ということのために、この欠損額を上廻るというような遺憾な事態も生ずるのではない、かように心配いたしておる次第であります。

甚だ不十分でございましたが……
○黒田英雄君 そうしますと、若しこの補填ができないというとなれば、算の状況になるということ、支拂ができないというところになつて来れば、どういふところが損失を蒙るのですか。即ち銀行の認証手形が拂えないということになつて、銀行が損失を受けるということになるのですか。
○説明員(安部達一君) 補足してお答えいたします。銀行が先ず生産業者に取立てるということに相成りますので、今度は業者の方から公団に対して請求いたして来るということになろうかと思いますが、その際に只今申上げましたような破産的な状態になつて参りますので、国会のお許しがなければ、公団といたしまして、国といたしまして、支出の方法がございませんで、その点におきましてやはり生産業者の受ける負担というものが相

當の額となる、かように考えております。○波多野鼎君 今の配炭公団の問題ですが、これに關連してもう少し資料が欲しいのですが、例えば今の説明からでも分るように、売掛金の回収が未收だということも大分あるようですが、どういふ先の売掛金の回収が未收であるのか、又現在未拂の手形になつておるものはどういふところに対して未拂手形になつておるか、そういったような細かい計数を一つ出して貰わないうと、どうもこれは話にならないので、どうもこれは資料を出さなくちゃ、これは少しい資料を出さなくちゃ、これはちよつと考えられない。結果だけはこのに出ておる。この結果の尻拭いを委員会ではやれというだけでは、これではどうにもならない。配炭公団から何か出ないですか。

○森下政一君 同時にですね、只今波多野君が資料を要求された配炭公団の損失補填のための法律というものは、ひとり配炭公団だけでなしに、食料品配給公団、飼料配給公団なんかも、それぞれ当該公団の損失補填のために剰余金を充當することができるといふのが、同時に規定されると思うのですが、そういう食料品配給公団、飼料配給公団の方から何も資料が出ていない。これらも合せて提出すべきだと思ひます。これを要求いたします。

○波多野鼎君 それは僕も同感なんです。これだけの資料で、これだけの大きな金額を国民の税金の方から、国民にそれだけの負担を負わせようというのだから、本當に納得のできる説明材料がなければ扱いにくくしょうがな

○委員長(木内四郎君) 本案に關する資料の提出が甚だ不十分でありますので、只今波多野委員、森下委員等から要求されました売掛金回収不能の売掛先別表、或いはこの未拂先の表、或いは他の公団の損失状況、剰余金の状況、その他詳細なる資料の提出を待つて、本案の審議をいたしたいと思ひます。

○森下政一君 同時に私は要求して置きたいのは、本案の審議に説明員が来ないことには……近頃あらゆる公団がいろいろ世に物議を醸しておることでもあるし、一般負担によつてこういう損失の補填をしようというやうなことの必要とせられる場合に、その説明の面には當る者はもつと政府の相當の責任者が来なければいかん。甚だ輕率に考へておると思ひます。これは委員長から要求して貰いたいと思ひます。

○委員長(木内四郎君) 只今森下委員の御要求も誠に御尤もだと思ひますので、次回本案の審議に當りましては、關係各大臣及び責任者の出席を要求することにいたします。

それでは本案は十分な資料の提出を待つて審議することとしたしまして、他の法案について審議を進めたいと思ひます。御質疑がありましたらお願いいたします。ちよつと速記を止め

〔速記中止〕
○委員長(木内四郎君) 速記を始め

○委員長(木内四郎君) 國家公務員等の旅費に關する法律。

○黒田英雄君 何條であつたかはちよつとはつきりいたしません、この旅費規定に日当とか或いは宿泊料とかいろいろなものが入れてありますが、それに對して別表第三で以て増増率をかけて増加しておられるのですが、この日当、宿泊料の別表第一の決め方は、どうも少いように思ふのですが、併しこの増増をかければ相當になるのですが、どういふわけで増増をしてかやうに別表の一を少く定められておるわけですか。まあこれは將來はこやういふやうに下るといふ見込があるわけでありませうか。どうも事情が複雑になつておるやうでございませうけれども、その点一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(中西泰男君) お答え申上げます。日当宿泊の旅費の定額は、最近の旅館の宿泊料その他の実績を全國的に調査いたしまして、その結果に基づきまして定めたものでございます。八級以上の職員につきまして増増を設けてありますのは、一応社會の常識と申します、現状から鑑みまして、高級職員が地方に参りますと、やはり旅館の等級と申します、さういふ点も公務員としての品位の保持の必要上、若干経費が嵩むといったやうな事情がございまして、従来からこやういつた増増を設けておりましたが、その現状を踏襲いたしまして、特に高級職員につきまして若干の増増率を設けた、こやういふやうなことでございませう。

○黒田英雄君 この別表の一に對して、この増増が十二割とか十割とかになつておるのですが、この別表の一で定められた根拠はどういう根拠で以て

これは定められたのですか。

○政府委員(中西泰男君) これは大蔵省で以前から、全国各都市の一級乃至三級と申しますか、各級の旅館の宿泊料の実費額を全国的に調査いたしまして、その調査金額を、同時に交通公社あたりで調査いたしております各種旅館の宿泊料額、そういったものをすべて統計的に調査いたしました結果によつて定めた額でございます。

○黒田英雄君 その結果が別表第一の金額が出ておるわけだとすれば、そうすればこの別表の第三で増額するということとは、これはおかしいことになるように思うのですが、別表の第三で増額をしたものが現在のものであるというならば、この別表第一をもう少し殖やしたらいと思ひます。いつだつて法律で変えられるのですから。

○政府委員(中西泰男君) 実は旅館の等級にも各種ございまして、一応各級の旅館の平均額によつて定額を計算いたしまして、で同時に増額の方は高級職員になるにつれて、旅館の等級も一級或いは二級に宿泊するといつたような事情を考慮いたしまして、こういう地位に応じて増額を講ずることになつたものであります。

○黒田英雄君 どうもはつきりしないのですが……別表第三も別表第一も法律を改正しなければ直されないのでから、将来経済状況の違いによつて上るなり下るなりした場合にどうせ変えなければならぬから、これを分けておかれることはどうもはつきりしないのですが、その程度に置いて置きます。○委員長(木内四郎君) 外に御質疑ございせんか。

○黒田英雄君 それから小さい問題で

すが、第十七條の第一項の第四号に「公務上の必要に因り別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた寝台料金を」とありますが、公務上の必要により寝台料金を必要とするというのはどういふ場合ですか。

○政府委員(中西泰男君) 通常の場合には、余り例は起らないものと考へておりますが、特に列車中におきまして急を要する仕事を整理する、仕事をやる上におきまして、実態的に見ましてどうしても寝台料金を必要とするというふうな事態が予想された場合には、現に支拂つた料金を支出する、こういうふうな考へておるわけであり

○黒田英雄君 どうもその点がはつきりしないのですが、(笑)夜行で行くという場合ならば、寝台がついてる汽車に乗れば寝台に乗つて寝台料金を拂わなければ拂わないというのですか。或いは夜行で行つた場合において、寝台のついてる汽車に乗れば、寝台を使わなくても、寝台料金を拂うのですか。公務上に寝台が必要だといへば、何か寝台に乗つて行かなければ公務が執行できないようなことに(笑)立入らなければならぬと思ひますが、どうもこの規定がはつきりしないように思ひますがね。

○政府委員(中西泰男君) 寝台料金をつきましては、仮り本人が寝台車に乗りましたも、規定の上からは寝台料金は旅費として支給しないのでございまして、但し何らかの特別の必要があつて、どうしても寝台車に公務上乗らなければならぬかつたという事情があり

ました場合におきまして、特に旅費と

してその金額を支出する。通常の場合におきましては、本人が乗りまして、それは本人の負担において隨意寝台料金を支拂うべきである。特に必要があつた場合にのみ国費で以て支弁する、こういう書き方になつております。

○黒田英雄君 どうも余りはつきりしないのですけれども、寝台料金を拂う場合において、とにかく一夜を過ごすわけですが、宿泊料は別に拂うのですか。

○政府委員(中西泰男君) 列車中におきましては、乙種並の宿泊料が支給されます。従いまして寝台料金は通常は支給されないという立場になつております。

○黒田英雄君 そうすると、公務上に寝台券を必要としない場合は、宿泊料の外は寝台料金を拂わないのですか。

○政府委員(中西泰男君) さようでございまして。

○委員長(木内四郎君) ちよつと念のため伺つて置きますが、公務上の必要により別に寝台料金を必要としたかどうかということは誰が認定するのですか。

○政府委員(中西泰男君) それは旅行命令権者におきまして、具体的にそういう事実が認定されるかどうかということを経済書類によつて認定するわけ

○黒田英雄君 もう一つ聞きたいのですが、この十六條の方で第二項の二号に、一号ですが、急行料金というものは、或るキロ数以上にならなければ急行料金は拂わないことになつておるようですが、これは急行車に乗つて行つても急行料金は自弁で貰わない、そ

うでなければ、普通は建前としては五百キロメートル以下であつたならば、特別急行に乗り、普通の列車で行けというふうな建前になつておるのですか。

○政府委員(中西泰男君) お答えいたします。お尋ねの通りでございます。

○黒田英雄君 これに公務上の必要ということは書いてないのですが、公務上のことで非常に急いで行かなければならないような場合はどうなんですか。

○政府委員(中西泰男君) 大体時間的に申しまして、特急に乗つても普通急行に乗りまして時間的には左程結果的に差異が出来て来ない、こういう見地からいたしまして、特別急行料金或いは普通急行料金の支給につきましてはキロ数で一応の限度を設けることにいたしましたわけでありまして。

○黒田英雄君 併しこれはやはり警察官とかいふ／＼な者で、特にそういうような公務上必要な場合がないとは限らん、この方こそあると思ひますが、そういう公務上の必要の場合には、支給するということ、こつちの方こそ余程あるように思ひますが、そういう場合はやはり自弁ということになるのですか。

○政府委員(中西泰男君) お答えいたします。お説の通りでございます。

○油井賢太郎君 今度の改正で大体三割程度引上げるといふのですが、これは予算措置はとらなくてもよいということ、それとなくともよいといふことは、予算その他で前に取つたのであるということと

でも、運賃の一、二、三等の倍率の改訂問題が実はございまして、その際その鉄道貨物部分の減少というものを特に織込まずに、国家公務員の旅費につきましては、国家公務員の旅費の改訂というものを並行して考へるという方針の下に、実は予算の方を計上いたしました次第でございます。従いまして目当、宿泊料の増加額、定額の改訂に伴います増加額というものは概ね鉄道貨物の一等及び二等、三等に対する倍率の引下げによる減少額というものによつて、概ねカバーされる見通しでございますので、予算について特に措置を必要としない、こういうふうに考へておるわけでありまして。

○油井賢太郎君 次に物価が上つておるから大体三割程度の、いろいろ／＼宿泊料であるとか食卓料であるとか、そういったようなものを上げるといふ、これは趣旨なんですか。それともその外に原因があるのですか。

○政府委員(中西泰男君) 旅費の実費弁償でやるといふ建前からいたしまして、日当、宿泊料は現実にそれだけかかるという旅費、宿泊料等の実費額を基礎にして算定いたしましたわけでございます。

○油井賢太郎君 そうすると今まで過去においては実費内のもしか拂つてなかつたということになるのですか。

○政府委員(中西泰男君) 実は昨年の暮頃から大分調査をいたしまして、全国的な調査の結果、その程度の引上げは現状から見て止むを得ないという認定に基いて改訂することにしたわけでございます。

勿論各省各局あたりでも旅費或いは宿泊料というふうなものの予算を取つておると思いますが、それが年末になつて余つて一遍に使うというふうなことが、これは日常行われておるというふうなことも言われておるのですが、或いは足りないところも勿論出ておるすね。そういう調節はどういうふうにされておるのですか。

○政府委員(中西泰男君) お答えいたします。旅費については各四半期ごとに御承知のごとく実費負担行為計画を立てます際に、その計画を基礎にして各四半期ごとの旅費額支出見込額というものを立てることになっております。大休年度当初からその計画に従つて支出については過不足を来さないというふうな、支出についても計画的に実行しておるわけでありす。

○油井賢太郎君 ところが実際には年度末になると、一遍にいわゆる公務員の旅行が増える、出張が増えるということとは新聞あたりでもたまたま載つておることなんです、そういうところは事務局で予算を立てたときと実際とが十分に検討されておるかどうかというふうな疑問を国民に與える。而も今お話によると三割程度の上を上げておるというふうな、そういうふうな一面においては、実際公務員としては少い額の旅費しか貰つてないに拘わらず、年度末になるとと一遍に出て、出張や何かが増えておるといふところに非常に矛盾があるのです。そうすると旅費というものは相当な余分に見て予算に上つておるのじやないかという点にしか見られないのです。その辺の見当はどんなことでやつておるのですか。

○政府委員(中西泰男君) お答えいたします。旅費の予算額の査定につきましても、その他の経費と同様に極めて厳密に各旅行の事業遂行に伴います旅行計画を基礎にいたしまして査定いたしておるわけでございます。特に旅費額について査定が散漫であつたような事態は全然ございません。

○波多野鼎君 外国旅費のことが出ておるのですが、今年度の予算に外国旅費の予算は相当組んであるのですか。

○政府委員(中西泰男君) お答えいたします。対外拂諸費といたしまして実は七億円計上してございます。

○波多野鼎君 その七億円は外国為替管理法ではどうなんでしょうか。日本金で組んであるに違ひないが、為替管理の……管理されておる為替からそれだけをとることになつておるのですか。

いわけの外貨予算の方で……

○政府委員(中西泰男君) それを以て充てております。外貨資金の枠と申しますか、そういうたものにつぎまして各四半期ごとにその外貨の費目ごとに、大体の枠を決定いたしまして、その範囲内において実行して行く、こういう関係に相成つております。

○波多野鼎君 この七億円というものは海外拂いというので旅費だけじやないのですか。どんなものが組んであるのですか。旅費はそのうちどれくらゐ含んでおるのですか。

○政府委員(中西泰男君) 先般御審議を得ました海外事務所の経費なんかはこの中から支弁されておるうちに相成つておまして、七億円の総額の内訳が旅費として幾ら、何として幾らということは年度を通じては今のところ細目的にまだ決定は見えておりませ

ん。四半期ごとに外貨資金の枠と調節を取りながら決定して行く、こういう手管になつております。

○波多野鼎君 この別表の第二、外国旅行の旅費というやつがあるが、これを見ておるといふとひどく少いですね。このアメリカ合衆国の日当は一日に九百円あるのです。二ドルちよつとなんだが、この日当という概念は何に当るのですか、晝飯代ということなんでしょうか。

○政府委員(中西泰男君) お答えいたします。日当は大体晝食料とその他の諸雑費と申しますか、そういうた経費に該当するわけでありす。

○波多野鼎君 そうすると宿泊料というものがあれですか、朝食も含んだ宿泊料というわけなんですか。

○政府委員(中西泰男君) 宿泊料は、これは通常の觀念に従ひまして、狭い意味の宿泊料と夕食、朝食が含まれておる、こういう意味であります。

○油井賢太郎君 地方においては、よく例えれば税務署あたりで、税務署というものは、管轄が相当広いので、どうしても出張しなくてはならないのですが、旅費がないために出られないというところがしつちう起きるのですね。そういうところで実際に仕事に不足を生じたらば……相当旅費というものは潤沢に見えて、或いは補充するといふような方法を講じなければならぬのですか、どうもいつてもこれは年度末になるといふと、さつきの話と反対に、実際に下級官吏の方で仕事は滞山あるのだが、旅費がないために出られない、場合によつては自腹を切つて調査のために出ておるといふようなことも起きておる、そういう点はあ

なたの方ではどういふふうに今後調整なさるおつもりですか。

○政府委員(中西泰男君) 年間を通じての出張計画というものを基礎にいたしまして、四半期ごとに、先程も申し上げましたように計画的に実行しておりますので、年度末になつて著しく旅費に不足を生じ、職の遂行に支障を来すといふような事態のないように実行いたしたい、こういうふうに考えております。

○油井賢太郎君 併し実際は、まあ私に年度末と言つたのは言葉が足りなければ、いわゆる四半期末にそういうことが現実に起きておるのですが、平田主税局長あたりは下情の状況はよくお分りだらうと思ひます。併しその補給方法がないので、みずく仕事があつても出られないということも相当あるようなんです。それに対しての方策というものは今のところない、ということになるのですか。

○政府委員(中西泰男君) 本年度におきましては徴税事務に支障を来さないようにその計画に相応する旅費は計上することになつております。

○委員長(木内四郎君) さつきの波多野委員の質問に關連して伺つて置きたいのですが、外貨予算の方で、いや海外拂諸費のうち、旅費はどのくらい入つておるかというところは、年額については分らんというのですが、第一四半期はもうすでに決定しておると思うのですが、どのくらいあるのですか。

○政府委員(中西泰男君) あとで提出したいと思ひます。

○委員長(木内四郎君) ちよつとお話いたしました、運輸委員会の方で採決のために速記の必要があるからちよ

つと貸して貰いたいということなんです。が如何ですか。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木内四郎君) それでは速記中止。

午後二時二十六分速記中止

午後二時五十二分速記開始

○委員長(木内四郎君) 速記を始め

○油井賢太郎君 資料を頂いた密輸関係なんですけれども、この資料で見ますと密輸の検査の数が大体輸出では三百件そこ／＼で金額も一億五千万円足らずなんです、これがそうすると一件当たりの金額といふものは五千万円見当しかつてないのです。又輸入の分については約千五百件検査されて、大体金額が二億円、これなんかに至つては三十万円そこ／＼の一件当たりの金額になつておるのですけれども、随分小さいところまで検査されたようにこれは見受けられるのですが、実際密輸関係の金額といふものは莫大な、大きな額に上つておると世間では取沙汰されておりますけれども、この数と實際とは相當の食い違ひがあるのじやないのですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 御承知の通り密輸もお話の通り最近非常に大掛りなものとございす。大掛りなものにつきましては或いはこの關税の官吏並びに警察官吏、或いは海上保安庁の職員等の努力によりまして相當大きな密輸も発見されておるのではありませんが、それと同時に相當小口なものもやはりあるのございまして、特にこの税關で實際に具体的に貨物が入つて来ます

場合におきます密輸といったものにつきましては相当小口なものが多いのでございませう。平均いたしますと、御質疑のような大分小さなものになりませんが、個々の内容を調べて見ますと相当大きなもの、或いは相当小さいものという／＼あるようでございませう。勿論そのうち大きなもので現在手不足、或いは十分能力が上らないためにまだ検査していかないものもあるかと思ひますが、まあ目下私共も極力関係官庁とも協力いたしまして成るべく大きな悪質なものをつ摘発するというところで努力いたしております。尙具體的の最近の事例といたしましては必要がございませうれば係の方から詳しく御説明申し上げます。

○油井賢太郎君 今何故私がこの質問をするかと言いますと、結局細かいこと泥的なものばかり取上げて件数は大変上つてゐるのを見えても、いわゆる何千万、何億というような大きな事件はすつかり網の外へもれてしまつておる。そういうようなことがありはしないかという点で伺ひしたのであります。もう少しその点詳しく御説明願ひたいのです。

○政府委員(石田正君) お話のございましたような点につきましては、実状はこういうようなところでございませう。最近の密輸が大掛りなものであるというところは御指摘の通りでございませう。そういうものはございませう。ただこれは非常に摘発が困難な事情がございませう。何と申しますか非常に大掛りなものでございまして、手口が非常に巧妙になつて来ておるのであります。それから又刑事訴訟法等の関係もございまして黙秘権を行ひましたし

すとか、それからまあ何と申しますか、替玉を盛んに使うというやうなこともございまして、挙げるのに非常に苦勞をいたしてあります。併し二千万、三千万というものは挙げていないわけではございませぬので、挙げておるのでもございませうが、何と申しまして口数から申しますと、非常に少くないです。それから最近小口が非常に多いと申しますのは、外国の船舶等が入港いたしておりますと、これに接触をいたしまして、そうして極く僅かな例えば煙草であるとか、或いはサッカリンであるとか、ストレプトマイシンであるとかというやうなものを少量にやります者が非常に目立つて多くなつて来ております。従つてそういう者の検査といふことが非常に多くなつてゐる。平均いたしますれば、金額といたしましては御指摘の通りになりますけれども、決して大きなものがないわけではございませぬ。それからもう一つ非常に困難性がありますことは、いわゆる外国人関係のものがございまして、これらの者にいたしますと、なか／＼日本側では手が着けかねるというやうな面もございませうので、非常に困難性は伴いますけれども、我々としては情状では小さい或る点におきましては情状の輕いものを挙げておきますよりもむしろ大きなものに力を注ぎたいというところで、関係方面とも連絡をいたしまして、できるだけのことばをいたしておるつもりでございませう。ただ先程申しましたやうな工合に、入港船舶等と関連いたしますものは、大きなものには力を入れますために放置するというわけに参りませんので、これらの方も随時挙げております関係上、件数の点の

大部分というものは、どういふものかという、細かいものが多い、こういう事情になつております。

○油井賢太郎君 今のお話のように、外国人関係が相当これは今問題であるだけに思ふのですが、それに対して今の日本の関税の組織では恐らく手を入れかねるというのが相当あると思ひます。併しそういう場合に、日本人以外の機関でそういうものを検査したやうな場合には、物品の没収とか、或いはその処置というやうなものなどはなことをしておりますか。

○政府委員(石田正君) 大体第三国、殊に連合国人関係でございませうが、連合国人が関連いたします場合には、これは関係方面に連絡いたしましてそちらの方で検査いたしております。それから又裁判等もそちらの方で大体行ふことになつております。即ち物件につきましてはは向うの書きものによりまして日本側で処分をする。こういうやうな工合になつております。

○油井賢太郎君 そうしますと、今の日本側で処分するというのは、没収もこちらで結局しておるということになるのですか。

○政府委員(石田正君) その通りでございませう。

○政府委員(平田敏一郎君) ちよつと補足して申上げて置きますが、これは大体行政処分に関しましては限りにおきましては関係法は、日本側におきまして第三国人、つまり外国人の場合と雖も完全に実行し得ることになつております。ただ刑事事件と申しますか、そういう方面になりますと、これはまだ占領下でございまして、軍事裁判といふことになつておりますので、その方に

手続を移すということになつております。従ひましてそのやうな事件におきまして若干の不便がございませうが、併しこういう法律違反に對しましては関係方面、殊に総司令部等におきましては非常に違法といふことに熱心でありまして、大体におきまして日本側におきましては向うに連絡した事項につきましては、慎重進行して頂きまして、それぞれ刑事事件として処分して頂く実情であります。併し尙實際問題として尙連絡不十分等のために十分目的を果し得ない場合もございませうが、そのやうなものにつきましては証拠蒐集その他に更に一層注意を加へまして所期の目的を達成するように日本側としましても十分努めたいと、かように考えております。

○油井賢太郎君 その点今回の税法一部改正といふのは、これによつてそういう点も許可されるやうな提案理由の説明にもなつておるようですが、予算措置はどのくらいに見えておられますか。

○政府委員(石田正君) 税関の予算でございませうが、これは税関の業務が殖えますために年々増加するといふ傾向にはなつておりますけれども、この改正をいゝるやうにいたしますために特に予算を盛るといふやうなことはまだいたしておりません。

○油井賢太郎君 そうしますと、これはただ単に法案だけを改正しても実質は率のじやないかと懸念されるのですが、實際どうなんでしょうか。

○政府委員(平田敏一郎君) 併せて予算措置を十分講じまして、更に密輸の取締り、或いは一般的な税関行政の能率的な運営ということに私共も極力努めておるのでございませうが、なか／＼全体の予算の関係等もございまして現在のとこまで思つて至つておりません。今後極力私共は税関行政の重要性を考えましてそのやうな方向に進みたいと思つております。ただ併し油井委員のお話のように、それではこれだけ法律を変えても効果はないかというお話でございませうが、必ずしもそうであるとは考えておりません。法律の改正によりまして必要な権限、或いは必要な措置を講じ得るようになりますれば、現在の予算におきましても私は相当成績を向上し得るものと考えております。併せまして更に税関官吏の数とか、或いは必要な場合の旅費だとかいふ／＼な方面につきましても更に今後一段と改善を加へまして、密輸の取締り、その他一般的に税関行政の改善に大いに今後努力したいと、かように考えております。

○委員(木内四郎君) 速記を止め

○委員(木内四郎君) 速記を止め

す外に、差押処分によらないで実際上物を預つておる場合があるのであります。その場合は差押ということを変えまして「領置」という言葉を用ひまして、そういうことができるということをして法律上明らかにしたいという点でございまして、これは相手方の反対意思を押して差押える差押とは違ひますので、そういう意味を明らかにしますために「任意」という言葉を使つたのであります。

○委員長(木内四郎君)　そうするとこの「犯則嫌疑者若ハ参考人ニ対シ」差押もできるわけですね。それと並んで任意に提出したものを領置することもできる……

○政府委員(石田正君) さようでございます。

○委員長(木内四郎君) 外に御質疑がなければ関税法の一部を改正する法律案に対する質疑は一応この程度にいたします。

○委員長(木内四郎君) 次に国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について御質疑を願います。

○森下政一君 この法律の改正は至極

尤もなことだと私は思うのですが、それに關連いたしましたお伺いしたいのは、すでに政府の方でもお氣付きになつておると思いますが、国家公務員共済組合法制定の當時に、すでにこれに引継がるべきものがなくなつておつたというような關係で、例えば陸海軍の職員、文官、特に海軍工廠であるとか、陸軍造兵廠等に働いておつた人達が、聞くところによると陸軍關係で當時持つておつた財産を一括処分してその金を分けてしまつた。海軍の方で

は、今日尙別の名前で僅かに財産から生ずる金を分け合つておる。こういうような状態で、一向國家からの恩恵に浴していないという状況にあるようでありますが、これらは当然やつぱりこの國家公務員共済組合法の恩恵に浴せしめるべきものだと考えられるのです。何でも聞くところによると、このことは衆議院の方でも問題になつて、委員会がこの法律案を審議する際に、開通質問として、一々質問が出た

そうすか、大蔵大臣は、昨其に明礪に言わなかつたそうですが、当然その趣旨を酌んで他日この法律の恩恵に浴せしめるべきものだ、こう考えるという言明をなさつたということであります。

すが、その点を確かめて置きたい。政府はどう考えておられるかという点

を、ここでも一つ御説明して頂きたい
と思います。

○説明員(中尾博之君) お答えいたし
ます。御指摘の点は、お話の通りで

会におきまして、御質疑に接したのであります、その際大蔵大臣から明確なる答弁がございまして、念のために

その要旨を申し上げます。これらの、**国**

家公務員共済組合法施行並時に、すでに廃止され、或いは廃止ということもございませんが、事実上外地にございますて、状況不明というような組合につきましては、その後お話のような状況になっておりまして、或るものはないまゝ／＼資産の関係でこれを換価容易なるために分けてしまつた。或るものは必ずしもそういう状態にございませんので、従来のベースで年金を続けておる。それから外地の組合等につきましては、何らの措置を講じておらん

というような状態になっておりまして、これは受給者の立場から考えまして、非常に不公平な取扱になつておるということとは事実でございます。これに對しては早急に何らかの処置を必要としたすという旨の答弁がございました。尙実施の時期でございますが、これもできる限り努力をいたしまして、早くいたすということでございます。できるだけ早くと申しますのは、時期を見てということではございません。

講じたいという趣旨でございます。

○森下政一君 本件に關しては、參議院の大藏委員會の諸願を取扱う方で、

かたて海軍の方の關係の救済協会と言
いますか、何かから、請願が提出され

ておりましたものを、取上げて、先般審議したことがあるのですが、そのとき、たま／＼私請願を取扱つておる小委員会に出まして、これらは速かに

きものだと思ふことを意見を述べて、政府の所見を質したことがあるのですが、そのときの答弁では、こう

いうお話だつたのです。海軍関係の方

はよく分る、或いは陸軍關係の方はどうしたということは分つておるが、外地關係のものは明瞭でない。だからやるとすれば、それらを一括してやらんことに、その公平を欠く誇りを免かれないというやうな、どなたからでしたか、答弁を聞いたことがあるのです。が、そのときに、私は希望意見として述べたのですが、それは万全を期するという上か言へば、外地關係も明瞭になつてしまつてから、一括して適當な措置を講ずれば、それはそれら相互

の間においては公平な措置ということ
ができると思いますが、現にこの法律
の恩恵に浴しておるものと浴していな
いものとの間には、比較しますると、
非常な不公平があるのだと、例えば海
軍関係というものが明瞭に分つておる
ということであれば、分つておるもの
からでも、成るべく早く取上げて、こ
の法の恩恵に浴せしむるようにするこ
とが妥当であるとか、こういうことを私
が希望意見として述べたのですが、只今
大蔵大臣の御答へは、今二

で、再びお述べ頂いたわけですが、それから察すると、政府の方では速かにこれを取上げたいという気持のあるところということは了承いたしますが、只今私

重ねて希望意見として申上げて置きたいのは、分つておるものから速かに取

上げてこの法の恩恵に浴せしむるとい
うことに、一つ善処して貰いたいとい
うことをくれぐれもお願ひして置きな
いと思います。

ます。その問題は、私共も非常に苦慮しておる点でございまして、実は方法といたしまして、簡単な方法というの

がなかく見付からないのも、一つは

が、できませんならば、非常に長い時間をおかけまして、その実施が遅れるというところであつてはならぬのでありますから、この次の可能な機会まで、何とかしてできますならば、受給者の立場に立ちまして、外地の組合の組合員でございまして、実はその立場は同様でございまして、ただ組織がございせんから、これがまともでないというような状況がございまして、まあ實際問題といたしまして、給

與ベールズの改訂は相当大幅になつてゐる關係上、国庫負担ということに相成りますと、相当大幅な国庫負担に相成るので、殆んど実質が給與に近いものになりますので、成るべく歩調を揃えまして、同様な事情にある方には同一な取扱をできるような方法を考えて、只今苦慮いたしておる次第でございます。それによつて、非常に最終的な在外關係のいろ／＼な問題が解決するまで、この問題全体を遷延する

という考え方を持つてゐるわけではございませぬ。従つて、できるだけ早くすると、而も外地の關係等につきましても、落ちのまないように恩恵に浴せしめるようにいたしたいと、こう考へて

おります。

○委員長(木内四郎君) 主税局関係の御質問がなければ、貴金屬管理法を議題といたしまして、御審議願いたいと思います。

（黒田玄仙）「此の願金の増減は、ういうふうになつておりますか。この前伺つて、予想も伺つたのですが、最近の半ばでは、この通り、さういふ差支は、

の数量をなつており多すか。

○政府委員(伊原隆君) 産金の数量に
つきましては、御存じの通り、昭和二
十年に三・九トンでございましたの
で、二十一年に〇・八六六トンに減
り、それから二十二年に二・〇五五
トンに上り、二十三年に三・〇三五
トンに上り、二十四年が四・〇二七
トン、約四トンちよつとに増加いた
しております。尚、政府の方でも産
金の奨励につきましては、できるだけ
のことを行つておりますので、お尋
ねがあれば申上げても

よろしくございます。

○黒田英雄君 今日産金の奨励というのは、どういふ措置をとっておられますか。それからこの法律によるといふところの二十條に輸入税の免除の規定がありますが、これによると、戦時中に金鉱業整備によつて荒廃した金鉱業の復興を促進するためとかいふので、以前にもやつておつて整備によつて荒廃したものに限つておるようでありま

の、一応外貨資金とも見られますので、アメリカの一オンス三十五ドルといふものから通算をいたしまして、四百一十圓といふ数字を出しまして、できるだけ高く買いたいといふふうにしたわけでありまして、それからもう一つは、通産省の方が見えておりますから、その専門の方から詳しい御説明があると思いますが、青化精練の設備等が非常に金鉱業整備によりまして、殆んどなくなつてしまひましたので、設備を復元するといふことが是非必要でございまして、山元に設備がありま

ちよつと調査いたして御説明申し上げます。○委員長(木内四郎君) 通産省の説明員から聴くことに御異議ございせんか。○異議なしと呼ぶ者あり

○政府委員(伊原隆君) 金につきまして特に申し上げたいのでありますが、金につきましては、これはお話のありま

けておる。ただ今回この貴金屬管理法が成立いたしましたならば、司令部としては日本側にその権限を委せる、こ

○政府委員(伊原隆君) 最近の産金の奨励の状況について申し上げますと、実はこの提案理由でも申し上げました通り

選鉱場の拡充復元といふことに努めなければならぬ。これは金鉱上の輸

そのために必要であるといふ意味で書いてございまして、従ひまして新しく

量が少ないものでありますから、如何に節約いたしましても、新産金の溜まる

加入するといふことは政府として準備が何かといふようなこと、或いは

十六年だつたと思ひますが、内地だけで金が二十五トン出たおつたのです。

は、金山の復元には低利資金でも出して差支ないといふ方針まで考えてお

た金、特に金ですが、金について、齒科その他いろ／＼な工業に拂下げられ

のほこれは主として齒科用でござい

すといふことになつておりますけれども、これぐらいの金の量では到底間に

は、金の値段について先ず考えるといふこととございまして、三月一月から

計上いたしておるわけでありまして、それから通産省の方でいろ／＼骨を折ら

我が国が国際通貨基金に加入する場合のことを考えるとかといふことがあるの

す。○黒田英雄君 この齒科用とかその他工業用とかに売却する場合には、やはり

ただ例えれば昨年の十一月でありましたか、外国為替管理法、外国為替及び外

金に上げました。銀につきましても金と銀と一緒に参りますが、銀につ

を安くすると、それから非常に金鉱の運賃を安くすると、それからここにござ

をやらせるわけですか。その大体産金を政府が買上げたうち、どれぐらいを

大蔵省を通じて司令部の許可を受ける

際通貨基金の原則を取入れた為替管理

法を作りまして、入り得る態勢を段々に整えて行きたい。こういうことになつております。

○委員長(木内四郎君) 外に御質疑がなければ、この程度にいたします。質疑はこの程度で一応中止したいと思ひます。

尚お諮りいたしますが、先日波多野委員が一時大蔵委員を辞任されたに伴ひまして、請願及び陳情に関する小委員長が欠員になつておりますが、波多野委員に引き続きお願いすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(木内四郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは本日はこの程度にいたしまして、明日午前十時から開きたいと思ひます。

午後三時四十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 木内 四郎君
理事 波多野 鼎君
森下 政一君
玉屋 喜章君
平沼綱太郎君
油井賢太郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
藤井 丙午君

委員

政府委員
大蔵事務官 (主税局長) 平田敬一郎君
大蔵事務官 (主税局長) 石田 正君
大蔵事務官 (主税局長) 税関部長 石田 正君

大蔵事務官 (主税局長) 中西 泰男君
大蔵事務官 (主税局長) 給與課長 伊原 隆君
大蔵事務官 (理財局長) 伊原 隆君
大蔵事務官 (主税局長) 木村 秀弘君
大蔵事務官 (主税局長) 業務課長 中尾 博之君
大蔵事務官 (主計局長) 共済課長 柳井 孟士君
通商産業技官 (資源庁) 山崎 鋳業課 安部 達一君
配炭公団 清算室長 達一君

説明員

四月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。
一、国宝等の富裕税免除に関する請願 (第一九五四号)
一、協同組合に対する課税免除または軽減の請願 (第一九五九号)
一、時計貴金属業者の物品税適正課税に関する請願 (第一九八九号)
一、水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願 (第一九九〇号)
一、協同組合に対する課税免除または軽減に関する請願 (第二〇一〇号)
一、協同組合に対する課税免除または軽減に関する請願 (第二〇二三号)
一、食糧配給公団職員の退職手当完全支給に関する請願 (第二〇三二二号)
一、協同組合に対する課税免除または軽減の請願 (第二〇六二二号)
一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願 (第二〇七二二号)
一、たばこ事業の民営移管反対に関する請願 (第二〇七八号)
一、所得税更正決定に関する陳情 (第三七二二号)

第一九五四号 昭和二十五年四月六日受理
日受理
国宝等の富裕税免除に関する請願
請願者 東京都千代田区霞ヶ関 三國宝保存会内 細川 謹立
紹介議員 柏木庫次君

国宝、史跡名勝天然記念物、重要美術品等は、歴史の象徴、美術学術上の貴重な資料として法律によつて保存されているが、さらに保存愛護の徹底を期するため文化財保護法を制定される由であるが、これらの文化財は、国民的財産であるとともに、できるだけ公開して文化的に活用しなければならず、所有者はその管理、修理に相当の負担を予想されているにもかかわらず富裕税法によつてこれらの重要美術品中百万円以上のものに課税されているのは不合理であるから、富裕税法案または文化財保護法案審議に当つては国宝等に対する富裕税は非課税とするよう考慮せられたいとの請願。

第一九五九号 昭和二十五年四月六日受理
日受理
協同組合に対する課税免除または軽減の請願(十通)
請願者 広島県賀茂郡西條町吉 土実農業協同組合長 理事 寺田熊太郎外九名
紹介議員 山田節男君

協同組合はその非営利の本質からみて、現下の情勢化における社会政策的見地からも当然非課税とすべきものであり、戦時中臨時税として特別案人税が課せられたときにも一般法人に比して税率低く、かつ營業税、營業收益税は免除されたのであるから、協同組合に対する課税については免除または軽減の処置を講ぜられたいとの請願。

第一九八九号 昭和二十五年四月七日受理
日受理
時計貴金属業者の物品税適正課税に関する請願
請願者 横浜市中区伊勢佐木町 一ノ二七神奈川県時計眼鏡小売商連合会内 今野徳一
紹介議員 宿谷榮一君

時計、貴金属等は、文化生活に欠くことのできない物品であるが、非常に持久性のある商品であるため一度業者の營業成績が低下すると、容易に回復できない特殊性を持つてゐる。しかるに業態の特殊性よりして營業資産が過大評価され、しかもその商品が物品税の課税品目であること、および技術上の転廢業が困難である等營業が極度の困難に遭遇しているから、時計、貴金属業者に対する課税の適正化を図られたいとの請願。

第一九九〇号 昭和二十五年四月七日受理
日受理
水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願
請願者 北海道帯広市東四條南 三ノ六北海道水あめ、ぶどう糖物品税全廢期 成同盟会内 小林榮三郎
紹介議員 堀末治君 小林米三郎君

水あめ、ぶどう糖は、その一部は酒類の原料として、他は幼児、病弱者および勤勞大衆の甘味料であるが、高率の物品税が課せられてゐるため、健全な生産をいぢるしはばんでおり、一方農業経営に重大な影響を與へてゐるから、農産加工を奨励して農家經濟の安定を図るため、水あめ、ぶどう糖に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

第二〇一〇号 昭和二十五年四月十日受理
日受理
協同組合に対する課税免除または軽減に関する請願
請願者 広島県佐伯郡平良村平良村農業協同組合長 理事 藤井英三
紹介議員 淺岡信夫君

この請願の趣旨は、第一九五九号と同じである。
第二〇二三号 昭和二十五年四月十日受理
日受理
協同組合に対する課税免除または軽減に関する請願(七通)
請願者 広島県御調郡向島西村 津部田農業協同組合長 理事 木梨泰一郎外六名
紹介議員 山田節男君

この請願の趣旨は、第一九五九号と同じである。
第二〇三二二号 昭和二十五年四月十一日受理
日受理
食糧配給公団職員の退職手当完全支給に関する請願
請願者 滋賀県大津市東浦滋賀 食糧配給公団労働組

昭和二十五年五月十九日印刷

昭和二十五年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所